

評価委員会の審議事項及び審議スケジュール

1 評価委員会の審議事項

(注) 根拠規定は、地方独立行政法人法の条文を表す。

(1) 市長に対する意見の申出

審議時期	内 容	根拠規定
毎 年 (H26 を除く)	各事業年度に係る財務諸表に対して市長が承認する際の意見	第 34 条第 3 項
中期目標 終了時	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	第 31 条第 2 項
必 要 時	① 定款に規定している法人の種別の変更の際の意見	第 8 条第 4 項
	② 業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第 22 条第 3 項
	③ 市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第 25 条第 3 項
	④ 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第 26 条第 3 項
	⑤ 毎事業年度の利益の残余を翌事業年度において中期計画で定めた剰余金の使途へ充当する場合及び積立金を次の中期目標期間の業務の財源に充当する場合に当たって市長が承認する際の意見	第 40 条第 5 項
	⑥ 限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	第 41 条第 4 項
	⑦ 短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	第 41 条第 4 項
	⑧ 出資等に係る不要財産の納付等について市長が認可する際の意見	第 42 条の 2 第 5 項及び第 6 項
	⑨ 重要な財産の処分等をするに当たって市長が認可する際の意見	第 44 条第 2 項
	⑩ 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見	第 56 条第 1 項 (第 49 条第 2 項準用)
	⑪ 他の地方独立行政法人との吸収合併に当たっての協議の際の意見	第 108 条第 2 項
	⑫ 他の地方独立行政法人との新設合併に当たっての協議の際の意見	第 112 条第 2 項

(2) 法人の業務の実績に関する評価

審議時期	内 容	根拠規定
毎 年 (H26 を除く)	① 各事業年度における業務の実績に関する評価	第 28 条第 1 項
	② 各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知	第 28 条第 3 項
	③ 各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の市長への報告及び公表	第 28 条第 4 項
中期目標 終了時	① 中期目標期間における業務の実績に関する評価	第 30 条第 1 項
	② 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知	第 30 条第 3 項 (第 28 条第 3 項準用)
	③ 中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 30 条第 3 項 (第 28 条第 3 項準用)
	④ 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の市長への報告及び公表	第 30 条第 3 項 (第 28 条第 4 項準用)
必 要 時	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 28 条第 3 項

2 業務の実績に関する評価に係る審議スケジュール（予定）

(1) 平成26年度

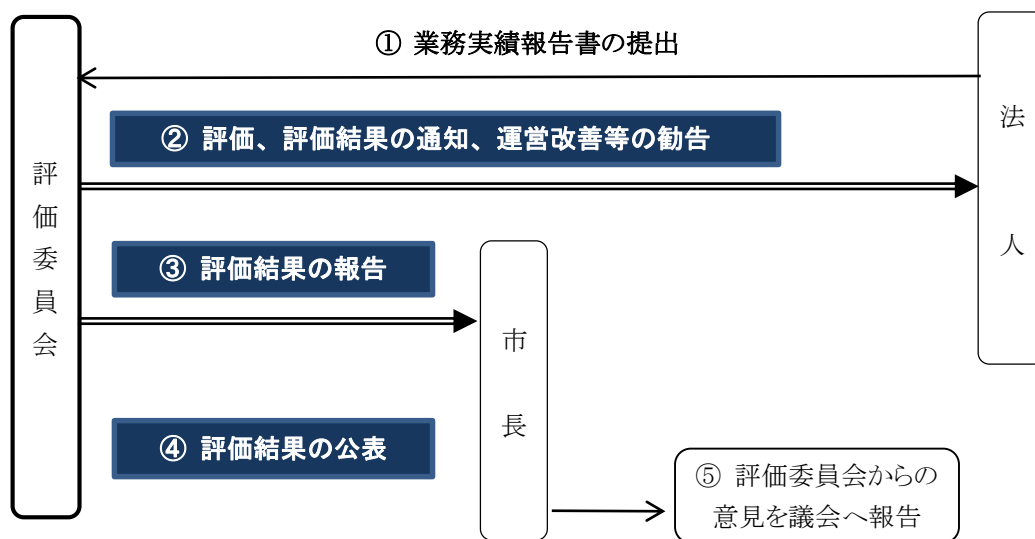
区 分	日 程	内 容
第1回	平成27年 1月8日	・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針（案）の審議 ・各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領（案）の審議
第2回	3月中旬	・第1回評価委員会審議事項の決定

(2) 平成27年度

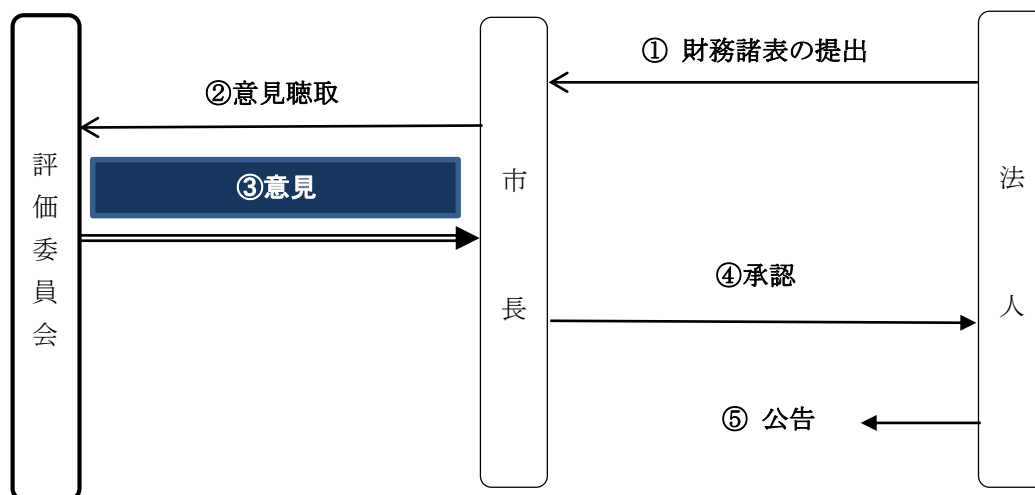
区 分	日 程	内 容
第1回	平成27年 7月上旬	・平成26年度の業務の実績に関する評価の審議（法人へのヒアリング、各取組に対する評価）
第2回	7月下旬	・平成26年度の業務の実績に関する評価の審議（各取組に対する評価の決定、全体的な評価の検討） ・市長が平成26年度の財務諸表を承認する際の意見の審議
第3回	8月上旬	・平成26年度の業務の実績に関する評価の承認

3 フロー図（毎年度における評価委員会審議）

(1) 各事業年度における業務の実績に関する評価〔法第28条第1項〕



(2) 各事業年度に係る財務諸表に対して市長が承認する際の意見〔法第34条第3項〕



4 関係条文（地方独立行政法人法）

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 設立団体
 - 四 事務所の所在地
 - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
 - 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
 - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第21条第5号及び第24条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
 - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第1項第5号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。
- 4 設立団体の長は、第1項第5号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第11条に規定する地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（地方独立行政法人評価委員会）

- 第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

- 第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

- 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

- 第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
 - 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

- 第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

- 第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

- 第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

- 第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財務諸表等）

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

- 第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。
 - 3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
 - 4 地方独立行政法人が第1項又は第2項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

- 5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 6 設立団体の長は、第3項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第42条の2の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

- 第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。
- 2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(吸収合併)

- 第108条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併（地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であって、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、吸収合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 一 吸収合併後存続する地方独立行政法人（以下この章において「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人（以下この章において「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
 - 三 吸収合併存続法人の定款の変更
- 2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 第1項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体が、その議会の議決を経て第1項に掲げる事項を定めるものとする。
- 5 第1項の規定により関係設立団体が定めた吸収合併存続法人の定款の変更については、第3項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があったことをもって第8条第2項の規定による吸収合併存続法人の設立団体の議会の議決があったものとみなし、第1項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条第2項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

(新設合併)

第112条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併(二以上の地方独立行政法人がする合併であって、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、新設合併に係る地方独立行政法人の設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 一 新設合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「新設合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 新設合併により設立する地方独立行政法人(以下この章において「新設合併設立法人」という。)の定款
- 2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 3 第1項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。
 - 4 第1項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第1項に掲げる事項を定めるものとする。
 - 5 第1項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立法人の定款については、第3項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があったことをもって第7条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があったものとみなし、第1項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。